

昭和九年九月十一日

東京市電氣局長 山下又三郎

## 通 知

本日方針が左の通り決定し發表致しましたから同時に皆様にも御通知申し上げ重ねて御考慮を促す次第であります

## 記

- 一 發表案は十一日から實施することは變りありません
- 一 罷業中の従業員に對しては整理手當を支給するや否や其の他色々の點に就いて考慮した方がよいと思ひますから今後五日間猶豫期間を附して熟慮を求むることに致しました
- 一 十六日迄の退職申込者に對しては整理手當を支給するは勿論更に更改採用の際は本人の希望に應じ優先的に採用します